

意見陳述書

2021年9月28日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

原告 山口あずさ

意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

わたしは原告の山口あずさと申します。

西東京市で行われました令和3年2月7日執行、西東京市長選挙に於いて、池沢たかし候補（以下、「池沢候補」という。）の確認団体「明日の西東京を創る会」が作成した法定ビラ第2号（以下、「ビラ2号」）が、これを目にした人を傷つける内容であったことから、この先、このようなビラが配布されることを看過することはできないと考え、西東京市選挙管理委員会（以下、「市選管」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申し出を行いました。

市選管も、東京都選挙管理委員会（以下、「都選管」という。）も、「逗子での失敗のリベンジは逗子で」と書かれたビラについて、まるで頼かむりでもしたように、違法とも違法でないとも言わずにいました。そんな選挙管理委員会の態度を卑怯だと思っていましたが、今回、この訴訟において、被告の答弁書に、「公選法 235 条第 2 項の規定する虚偽の事項に該当しないことは明らかである」と記載されていたことには驚愕しました。

また、2号ビラ記載の記事の原典を、それを受け取った人が確認することが可能であるとの主張も、卑劣な物言いだと思います。

選挙終了後、わたしはインターネットで、該当記事7つのうち6つを見つけました。残りの1点は、国会図書館まで出かけて行って手に入れました。わたしの知る限りネット上で記事を見つけるという作業をしたのは、わたしだけですし、記事を図書館で探したのもわたしだけです。もちろん、わたしがやらなければ少し時間はかかったとしても他の人が行ったでしょうが、わたしと同時に探し出した人をわたしは知りません。実際、インターネットで当該記事を見つけることができるのは万人ではないでしょうし、国会図書館に行けば原典の記事が手に入るということ自体、知っている人は少ないでしょう。

そして、当該記事を確認した結果、訴状にも記載されているように、平

井竜一候補にネガティブな印象を与えるための意図的な抽出がなされていたことが判明したわけです。

しかも2号ビラは、1月31日告示、2月7日投票という7日間の選挙期間の中で、5日目の2月4日に選挙管理委員会に届け出がなされているのです。この日から配布を始めていたとしても、投票日前日までの間に、平井候補の側から、いったいどれほどの反論がなし得たのでしょうか。

もう一点、付け加えておかなければなりません。それは、わたしたち選挙人の民度です。民度などという言葉で、自分は優越的な民であるかのように言うのは気がひけるところではありますが、西東京市の選挙人に対し、この手口が通用してしまったという事実です。

結果がすべてだというのであれば、明日の西東京を創る会の作戦は、まんまと成功してしまいました。

わたし自身、このチラシが撒かれたときに、これはOWN・ゴールだろうと思ったのです。同じように思った人は他にも大勢いたと思われます。

こんなビラを撒く池沢候補が当選するとは思えませんでした。しかし、池沢候補は僅差とは言え、当選しました。

そして、直後に開かれた市議会は、新市長となった池沢氏にとって、文字通り針の筵となりました。野党市議はほぼすべての議員がこの2号ビラについて質問し、そのたびに、池沢氏はこのビラを不快に思った市民に対してお詫びすることになりました。

選挙の結果が出た後に、新市長が議会で自身の確認団体の選挙活動についてお詫びの言葉を繰り返し、また、この2号ビラで多くの時間を市議会が費やしたということについて、市選管は何の意見も持たないのでしょうか。被告、都選管は、そのような選挙後の議会について、管理責任を有する上位組織として、何ら指導の必要を感じないのでしょうか。

わたしたちは、当初、明日の西東京を創る会の法定ビラ第1号（以下、「1号ビラ」）について、特に問題にしていませんでした。しかし、1号ビラについても裁判所の判断を仰ぐ必要があると感じたのは、選挙管理委員会とのやりとりを経たゆえでした。

被告は「選挙の規範に違反すること」について、「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」と繰り返

し主張しました。「明文の規定」を改めて確認しましたところ、「前副市長」はどう考えても池沢候補を指し示していることが明らかであり、これを類推と言わないということが、通常人の理解から大きく離れており、「逐条解説公職選挙法」の解説にも、この文脈で「前副市長」と記載することが合法であるとの記載はどこにもないのでした。

確認団体の行う活動があくまでも政治活動であり、選挙活動ではないという公職選挙法の建て前が、この奇妙な法律を生み出したのだと思いますが、これまでの判例に照らして、明文の規定こそが選挙やり直しの正当理由だとするのであれば、1号ビラについても、われわれは主張しないとなりません。確認団体がその意見を受け入れるかどうかは別として、市選管は、氏名類推事項が記載されているという事実を指摘する義務があり、都選管はその業務懈怠について指導する義務があったのです。同様に、2号ビラについては、その内容の悪辣さに対し、平井候補を類推させる地名が記載されていることを問題として指摘するべきでした。市選管はそのいずれをも懈怠したことになります。

最後に、ビラの届出について、被告が提示してくださいました乙4号証の記載をこの場で紹介させていただきたいと思います。

「内容の審査権はないと解され内容の如何によつて受付を拒否することもできない。すなわち、これらの違法は罰則によつて担保されており、全ての責任は確認団体である政党その他の団体が負うものである。しかしながら、実際の運用に当たっては、選挙の秩序を乱す違法行為を無為に看過することは、選挙の管理上適当ではなく行政指導による適切な処置が必要であることはいうまでもない。」

被告は、選挙管理委員会にビラの内容の審査権がないということの証拠として乙4号証を裁判所に提出したようですが、ビラに違法があれば、罰則によつて担保され、その責任が確認団体にあるという点について、選挙管理委員会自身が責任を免れるために必要な「確認団体に対する罰則」という梯子を外して「明日の西東京を創る会」を庇い、加えて、選挙の秩序を乱す違法行為を看過した結果、その後の市議会を空転させているわけです。

これまでも、選挙制度と言う民主主義の基本を根底から支えているはずの選挙管理委員会が、その基本精神を没却し、自らの責任逃れに終始する

姿には、一市民として、失望を禁じ得なかつたのでありますが、東京高裁に提訴して、答弁書を受け取ってからは、被告都選管の代理人は明日の西東京を創る会の代理人も兼ねておられるのかという印象を抱いております。被告の主張は、わたしたち市民の民主主義の防波堤の一つとして存在するはずの、選挙管理委員会がなすべきものとは到底思われたいのです。

裁判所におかれましては、令和3年2月7日執行、西東京市長選挙のやり直すと、ビラ2号が、公職選挙法235条第2項の明文の規定に違反するものであること、さらにビラ1号及び2号が氏名類推事項として違法であることについて、適切に判断していただきたく、お願い申し上げます。